答弁書受領

二月二日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員田村智子提出介護報酬の算定が訪問診療に及ぼす影響に関する質問に対する答弁書（第五号）

参議院議員山本太郎提出イージス・アショアの用途に関する質問に対する答弁書（第六号）

報告書受領

二月二日内閣から、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第五条第二項の規定に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を受領した。

人事異動

内　閣

（北米局長）外務事務官　鈴木　量博

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会日本政府代表を命ずる件

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二十条による合同会議日本政府代表を命ずる件

（法務省大臣官房長）検事　小山　太士

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会日本政府代表代理を命ずる件

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二十条による合同会議日本政府代表代理を命ずる件

（法務省刑事局長）同　辻　裕教

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会日本政府代表代理を免ずる件

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二十条による合同会議日本政府代表代理を免ずる件（以上二月二日）

人　事　院

市川　晃　伊藤　雅之　岩田喜美枝

宇賀　克也　菊地　敦子　永峰　好美

西村　美香

交流審査会委員に任命する（各通）（二月二十六日）

（公平審査局審議官）大滝　俊則

総務省に出向させる（二月三十一日）

（総務省大臣官房付）遠山　義和

公平審査局審議官に転任させる（二月一日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、二月一日午前十時四分御出門、「第二十七回旭出学園工芸展」を御覧のため、日本橋三越本店（中央区）へ行啓、同十時三十八分還啓になつた。

御祝電

天皇陛下は、スリランカ国の独立記念日につき、二月四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法　務

公証人任免

星野英敏は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人和田秀明の代理を命ぜられた。（二月二十九日）（法務省）

公　告

諸　事　項

工場財団

名古屋市中区丸の内二丁目13番16号－２**株式会社みつば**の三重県伊勢市村松町字明野1374番７、三重県伊勢市村松町字明野1374番11みつば太陽光発電工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年２月６日　　津地方法務局伊勢支局

名古屋市中区丸の内二丁目13番16号－２**株式会社スケールフリーネットワーク**の三重県伊勢市村松町字明野1374番９、三重県伊勢市村松町字明野1374番12スケールフリーネットワーク太陽光発電工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年２月６日　　津地方法務局伊勢支局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ライジングサン　アセットマネジメント株式会社

２．住所　東京都千代田区五番町５－６－206　ビラカーサ五番町

３．代表者の氏名　代表取締役　三木　　彰

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1130号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成30年８月６日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成30年２月６日

関東財務局長　浅野　僚也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　スタンダード・ライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

２．住所　東京都千代田区大手町１－９－２　大手町フィナンシャルシティ　グランキューブ18階

３．代表者の氏名　代表取締役　ニール・アンドリュー・スレイター

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2913号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成30年８月６日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成30年２月６日

関東財務局長　浅野　僚也

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成30年２月６日　　経済産業大臣　世耕　弘成

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社ブライダルハウスツツミ	福岡県久留米市通町104－５	互第8023号	平成29年10月25日